

## 平成28年度 不要水銀血圧計・体温計自主回収事業 に関する書類の保存について

この事業に参加された会員の方々は廃棄物の排出事業者としての責務があり、廃棄に関わる契約書・マニフェスト・実地確認報告書・領収書を5年間保存しなくてはなりません。 下記①～⑤の書類をダウンロードのうえコピーして、⑥ 領収書（交付済み）とともに5年間の保存をお願いいたします。（廃棄物処理法第29条により保存義務に違反した場合は処罰を受ける場合があります。）

### ● 保存する書類

- ① 契約書 （処理・処分用、収集・運搬用）各写し  
平成27年度に排出があり、既に入手済みの医療機関は不要です
- ② 契約書一部変更の覚書（処理・処分用、収集・運搬用）  
詰替え用水銀を排出された医療機関のみ写しが必要です
- ③ マニフェスト （廃血圧計、廃体温計、詰替え用）のうち  
それぞれ排出された品目の写しを保存してください
- ④ 野村興産「産業廃棄物収集運搬許可証」（大阪市・奈良県の各許可証）  
写し
- ⑤ 不要水銀体温計・血圧計処理 確認報告書 写し
- ⑥ 領収書（廃棄物引渡書）・・・交付済み

### ● 保存期間・・・発効日から5年間

